

平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成18年6月15日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成18年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第2 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」
- 日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を

廃止する条例について

- 日程第15 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第17 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
- 日程第18 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
- 日程第19 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
- 日程第21 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第77号 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第78号 由布市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第24 議案第79号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第26 議案第81号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第82号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第83号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第84号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第85号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第86号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第87号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第88号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第89号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第90号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第91号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第92号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第93号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第94号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第95号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第96号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第97号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第98号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について

- 日程第44 議案第99号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第100号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第101号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第102号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第103号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第104号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第105号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第107号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第108号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第109号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第110号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第59 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
- 日程第60 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第61 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第2 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」

- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」
- 日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第17 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
- 日程第18 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
- 日程第19 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
- 日程第21 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第77号 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第78号 由布市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第24 議案第79号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第26 議案第81号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第82号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第83号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第84号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について

- 日程第30 議案第85号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第86号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第87号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第88号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第89号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第90号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第91号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第92号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第93号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第94号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第95号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第96号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第97号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第98号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第99号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第100号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第101号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第102号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第103号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第104号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第105号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第107号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第108号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第109号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第110号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第59 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
- 日程第60 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減につ

いて

日程第61 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第1号)について

出席議員(26名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
税務課長	野中 正則君	産業建設部長	篠田 安則君

農政課長	平野 直人君	建設課長	荻 孝良君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
商工観光課長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君
教育次長	後藤 哲三君	湯布院公民館長	佐藤 和利君
消防長	二宮 幸人君	土地開発公社事務局長 ...	利光 浩君
代表監査委員	宮崎 亮一君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。再開をいたします。

議事に入ります前に保険課長の方から承認第10号と承認第12号について訂正があるようですので、お願いします。（発言する者あり）開会します。開会しますちゅうたあね。開会したんだ。（発言する者あり）

保険課長（佐藤 純史君） おはようございます。それでは、訂正をすいませんけどお願いいたします。

承認第10号平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

7ページをお開きいただきしたいと思います。7ページの総務費1款1項の総務管理費1目の一般管理費、22節の補償補填及び賠償金の節でございますけれども、その横の説明の欄でございます。ここに保証金となっておりますのを補填金と訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所については皆さんの方にお手元にお配りしております。

それから、次に、承認第12号でございます。これの6ページをごらんください。これも同じく3項繰り上げ充用金1項繰り上げ充用金、1目の繰り上げ充用金の節の22保証補填及び賠償金でございます。その説明の欄の保証金となっております。これを補填金に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

議長（後藤 憲次君） それでは、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく審議方お願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長、代表監査委員及び各部長・関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により、去る6月8日の本会議において上

程されました決算認定案件を除く各議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬

日程第1．報告第3号

日程第2．報告第4号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、報告第3号平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について及び日程第2、報告第4号平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、関連がありますので一括議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 議長には質疑ありませんかっていう権限がないんですよね。いわゆる除斥案件に引っかかりますから。土地開発公社の理事として報酬を3万円いただいているちゅうことは、いわばほかの人は無報酬でやってるわけですから、責任もより重大なんでね。そういう点でいえばみずからどこか席を立って外に出て、除斥してもらって。かわり的人也また除斥案件に引っかかる人なんで、これもまたどうしたもんかちゅうことが問題なんですけども、あとは残った人で考えたいと思いますので、その件について、まず議長の判断を求めます。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長でございます。8番議員から先日、今言われたような御質問がございました。このことについて経過等を踏まえて、条例でどうなっているかということについて御説明を申し上げます。

まず、初めに、由布市土地開発公社の定款につきましては、旧湯布院町土地開発公社の定款をそのまま由布市の土地開発公社にということであって先日説明をいたしました。この中で、定款第6条に理事7名以内、監事2名の役員を置くというぐあいに規定をしております。そして、この規定、その定款の中で庶務規則の第2条で、理事につきましては、市長、助役、議長、副議長、総務課長、総合政策課長、建設課長。監事につきましては、会計課長、学識経験者の監査委員ということで、充て職をもって充てるということでございます。

今御質問のありました、まず、議員がこの兼業禁止の自治法が項目あるんでございますが、92条の2項の中で法人等につきまして兼業禁止をされております。しかし、公拡法という法律に基づきまして土地開発公社の運営はしております。公有地拡大推進法といいますが、その26条の中でこの自治法の禁止事項にかかわらず議員等がこの理事になることについては問題はないということになっております。

それから、監査委員の就任でございますが、このことにつきましても92条の2項の中で普通地方公共団体の長、それからずっとありまして監査委員等については、これは平成3年に改正が

ありまして、当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるについては請負禁止の規定の適用が除外されているということで、法的には問題ないというぐあいに解しています。

しかし、この理事、監事につきましては2年間の任期でございます、17年の10月27日から19年の10月26日までに今なっております。その任期終了後につきましては、いろいろ検討をしていきたいというぐあいに思っています。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だれも総務部長の見解なんか求めてないんですよ。その解釈の中の最後のあんた省いたですね。しかし、議員は除斥案件に引っかかる、監査は監査ができないから好ましくないというのが最後にくっついてるんです。あなたはその部分を削除してるんですよ。だから、そういう好ましくない、やってほしくないということは、法律には違反しないけども、そういうことをやってほしくないことを言われている以上はやらないようにしてほしいというのがこちらの願いなんです。そういう立場で議長はどういうふうに判断をしているのかということも議長にお尋ねしているわけですから、要らんことを言わんでください。

議長（後藤 憲次君） 今、西郡議員の件について答弁します。

私は好き好んでやっているわけではありません。一応そういう湯布院の例によって一応参加しただけで、いつでもやめていいんです。それはもう言いました。言っておりますので。西郡均君。議員（8番 西郡 均君） あのねえ、監査委員さんは特にそうなんですけども、監査から除斥されるちゅうことは重大問題なんですよ。あなたの仕事をさせないからどうぞ土地開発公社の監事に就任してくださいと。そのかわり3万円やりますよと、これはいわゆる賄賂と一緒にですよ。それを3万円を受け取って団体監査ができない、本来の職務ができないなんていうことをやるちゅうことは、これは重大な問題なんです。ねえ。そこをわきまえて。

議長、副議長は、やっぱり議会のトップですから、ほかの議員が入ってるなら別にそれをとやかく言うことはないんですけど。ほかにもいろんな隠し団体ありますから、それに理事に入っておったらどうかということをおられたときに違法でないということはあるし、同時にそれぞれの体育協会にしろいろんな援助団体にしても就任する場合がありますよ、そういうことを言うんじゃないんです。今回の場合は土地開発公社として執行権の一翼を担う公拡法で先行用地取得とか担う部分の執行権を伴うやつですから、そういうような理事者をするちゅうのは議会代表でもらっちゃ困るし、当然議長なんかがしてはもってのほかです。副議長も議長が欠けたときには副議長が議長職をやらんやいけんのですから、それもやっちゃいかん。好んでやっているちゅんじゃないんだからすぐにやめて審議ができるようにしてください。

議員（11番 二宮 英俊君） 議題自体じゃありませんので、議運で一回この件について協議をしたいと思いますが。

議員（８番 西郡 均君） わかりました。ほんなら後で議運でお願いします。

じゃあ、中身についてお願いします。今言った報酬３万円について、これが妥当かどうかちゅうことなんです。ねえ。今、監査委員にも言いましたけれども、監査の職務ができなくするために３万円を出す、あるいは議長が議長の職務ができなくするために取り込んで３万円を出す、副議長には３万円出す、もってのほかだと思んですけども、その根拠をちょっと教えていただけませんか。なぜこういう金額を決めたのか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

土地開発公社事務局長（利光 浩君） 土地開発公社の事務局長です。今、御質問の件なんです。旧湯布院町時代に３万円という形の分がありました。その、先ほど総務部長が言いましたように、旧湯布院町の分を引き継いだという形でそのまま３万円という形になってます。それが高いか安いかわちゅうのは、また御判断願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） いやいや。高いつて判断してるから言ってるんです。この事業計画書を見てくださいよ。ねえ。売却原価と取得原価が同じなんです。要するにもうけも何もへったくれもないと。そのためそれにかかる販売費を一般管理費で、役員報酬が３万円掛ける３人の９万円。そして、なおかつひどいのは食糧費に２０万円なんちゅう計画なんです。どこからこねな数字が出るのかと。挾間町るときには考えられんような数字を平気でぼっぼっぼ上げてるんですよ。計画、実際にこのとおりやるかどうかは別ですよ。３万円で決めただけで３，０００円で我慢してくださいちゅうかもしれんし、食糧費も２０万円ち決めちよるけども２，０００円も出せませんちゅうかもしれん。だけど予算としてこういう自由計画を計上すること事態が異常なんです。湯布院町の場合はそれが許されとったかしらんけど、由布市の場合そういうことを、親方日の丸でどっとなやれやれ式でやってるのかどうか、そこ辺は。今これ理事長ちゅうのはどなたがしてるんですか。助役、ちょっとお答えいただけんですか。

議長（後藤 憲次君） 助役。

助役（森光 秀行君） この中身につきましては、理事会で検討いたしまして、適正なものだと、そういう判断をしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） では、あと、付託された委員会にゆだねますけれども、幾つか指摘しておきたいと思います。

一つは、先ほど総務部長が言われた定款の問題なんです。定款じゃなかったですよ、あなたが言ったのは。定款の中に定められた規定の部分ですわね、内規の。挾間町の場合は１０種類あったんです内規が癩癩規定が、定款にかかわって。だけど、定款部分は例規集の中にありますけ

ど、こういうのは例規集の中になく、幾らあなたがそこでいろいろ言ったってわからんわけですよ。ぜひ、幾つ内規があるのかわからんけども、それを全部議員の方に提出してください。

それと、両方一緒ですかね、前と後ろ、2議案とも。実績報告も一緒ですかね。(発言する者あり)一緒ですか。実績報告の中でキャッシュフローの受取利息は244円となっておりますけども、損益勘定の受取利息が849円ちゅうふうになってるんですけども、そこ辺の誤差はどこから出ているのか教えていただきたいと思います。ここで全部一々答えんでもいいわ。委員会の場でそこ辺は明確にしてください。

それと、明細書をちょっとごらんになってくれんですか、後の分。実績報告の明細書。添付書類がずっと12ページから現金及び預金明細書並びに土地の明細書、借入金の明細書とずっと続きます。空欄、書式で言って申しわけないんだけど、空欄の処理の仕方で斜めの斜線を打ってる部分と空欄のままの部分があるでしょ。気持ちはわかるんやけども、空欄にする場合は全部空欄にして、斜線を引く場合は全部斜線を引く。しかし、斜線を引いたんじゃ見苦しいからほとんど空欄にするちゅうのは挟間の場合にとっておったんですけど、それは統一してほしいというお願いです。

それと、最後に、収益を目的にしていなくて、この土地開発公社は。挟間の場合は収益を目的にして、パチンコの跡地を買収して高くほかに売りつけるとか、土地を造成してそれを高く、今回の場合は安く売ってしまったんやけど。そういう意味で収益を目的にした土地開発公社の事業だったから、事業、法人税の住民税ね、法人住民税を払うのは当然だったんですけども、庄内町の場合はそういうことを目的にしていなかったということで法人住民税は払わなかったと。それは当然のことだと思います。由布市の場合は、やっぱり収益を目的にしていなかったら、法人住民税は気安く払うんじゃないくて、やっぱり公益部分できちっとやってるからそういうのは払いませんよという立場をとってほしかったんですけども、その辺についても委員会でとくと議論してほしいというふうに思います。

以上です。

議長(後藤 憲次君) ほかに、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

瀬瀬瀬

日程第3・報告第5号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第3、報告第5号平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。18番、小野二三君。

議員（18番 小野二三人君） 18番、小野でございます。本来なら、この報告案件は付託案件でもございますし、総務委員会に付託されておりますので総務委員会の中で審議するのが妥当だと思いますけども、あえて、これは予算にも反映をされておるものでございますので、ここで市長に質問をいたしたいということで通告をさせていただきました。で、私の通告書が市長の手元に届いておると思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

それで、その中で繰越明許費の計算書の中で特に土木費のうち、向原別府線、北方工区、七蔵司工区、富線、並柳線、奥江線改良事業の事業の内容を詳細に説明をしていただきたいということでございます。維持事業、それから災害復旧事業につきましては、総務委員会の中で問いたいと思います。

そこで、1点目として、市長は向原別府線の地理、そういった所は十分承知をしておるだろうと思います。庄内の出身の議員、湯布院出身の議員各位には地理がちょっとまだわからないかと思っておりますけども、聞いていただきたいと思っております。

旧町時に瀬瀬合併前に七蔵司工区にあっては1工区と2工区に分け、山口自治区入り口から大久保線分岐までを3カ年計画で完了予定、2工区については高速道を越している橋、いわゆる跨線橋までを整備予定ということで当時の町長から答弁をいただいております。当時というのは17年の3月議会だったと思っております。したがって、これが新市になっても当然引き続いて整備されるものと私も期待をいたしておりますので、その辺、市長として継続事業でやっていただけるものかどうか、ひとつその辺をお伺いをしたいということでございます。と同時に電線改良のめどについてもお伺いをいたしたいと思っております。

それから、2点目として、市道富線にあっては、御承知のように過疎自立計画ということで庄内でもすばらしい計画書が策定をされております。その路線の中で山本線というんですか、それから小野屋櫛木線、室小野線、宇南畑田線、この4路線はもう既に現年の予算書の中に反映をされております。これと並行して、これもさきの向原別府線とあわせて19年度以降においても事業の着手ができるかどうか、この2点を特に伺いをいたしたいと思っております。

その質問の理由といたしまして、繰越明許費の繰り越し指標の財源は当然ながら必ず財源確保がなされて確定財源でなければならないということになっております。それはそれなりにこの繰越明許費で上がっておりますのでそれはいいんですけども。したがって、18年度においての事業は財源内訳で明らかにされておりますように運用資金と政府資金の調達で運用がなされております。が、こうした中で今現行の交付税率の見直しが地方の方で論議がされておるよう報道がなされております。そういうことで、本当に交付税の論議がされておる中で、非常にこれが19年度以降、非常に財政的に地方にとっては非常に心配でございますので、そういうことを踏まえて19年度以降も交付税が落ちて、本市といたしましては、この継続事業は必ず成し遂げ

ていくというような確固たる市長の姿勢を問いたいということで質問をさせていただいております。

その次が、2点の理由といたしましては、旧町の特性を生かした均衡と調和のとれた由布市の発展を図る上、その規定なるものは当然ながら道路交通体系の整備だというふうに思います。やはり、政治経済の発展は、道路の整備が優先だと思しますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと、そういうふうなことでございますので、市長の答弁、この2点についてひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 御質問にお答えをいたします。

繰越明許につきましては、17年度の繰り越した理由につきましては、用地取得とか設計等々で時間がかかっているという状況で、実行できないということで繰り越しをしているわけでありまして、これについては、もう18年度それが整い次第やっていくということでありまして。

それから、計画に載っている路線につきましても継続してやるものについてはこれからずっと継続してやるというふうに決意をしておりますし、そのようにやっていきますが。ただ、今議員おっしゃられるように財政状況が大変逼迫している状況の中で、そういう財政との勘案を図りながら必要な部分については、計画立てている部分については逐次やっていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 繰越明許費と翌年度繰越額の異なるものが大半なんですけども、その中で既に着手してるというんですか年度着手してる癩癩年度内に着手してる部分と、全く着手してないけども繰越額がこんなに減ったという部分がわかるような形でそれぞれ説明をしてほしいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長の荻です。よろしく申し上げます。

まず、土木費の道路橋梁費で北方工区の方でございますが、この分については現在鋭意、なかなか用地交渉が難航しておりまして鋭意努力して、まだ今かなりの部分で詰めの段階に入っているという状況でございます。それから、七蔵司工区については既に工事を着工しておりまして、7月には繰り越した分についての完了予定でございます。

それから、市道富線については、ほぼ完了の状況にあります。それから、市道並柳線の事業につきましましては既に完了をいたしております。

それから、次のページの道路橋梁費の市道奥江線につきましては、盆までに完了する予定でござ

ざいます。ちなみに事業量といたしましては、この路線が一番長いわけですが、繰り越した事業費も540メートルの延長がございます。今申し上げましたように盆前までには完了の予定でございます。天候が順調であれば7月いっぱいぐらいには完了させたいというふうに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 先ほど私が、この報告案件ですけれどもあえて質問させていただきたいということで、この議長の許可を先にいただいて質問をさせていただいたわけですけれども、この席の中で簡潔にという今発言が同僚の議員から出されました。本来なら報告案件ですから私もそのままここで聞いておけばいいわけですけれども、一般質問でもやりませんでしたし、この財務事務でもあります、そういうようなことからあえて報告案件でありましようけれども、こういった案件につきましては質問をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 災害復旧については大方理解できるので。今の答弁の中で私が聞きたかったのは、平成18年3月31日時点でどうだったのかという部分なんです。そのときにいわゆる既に年度内で着工してる部分があったから繰越額が若干減ったんですよという部分の説明が欲しかったんですけれども、そこ辺の部分が全く欠落してて、そういう把握のされ方をしてないんだろうというふうに思います。

ちなみに一番上の農林水産業の農業費に限って、ほなお尋ねします。この差額というのは年度内に何かをやったことなのか、それとも未着工だけでも翌年度繰越事業としてはこのくらいを考えてるということなのか、どちらなのでしょう。

議長（後藤 憲次君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 8番議員さんにお答えします。

災害は、もう本当に査定がおくれたということでございまして、ほとんど繰り越しという状況の中で工事を発注しております。逐次工事が完成をしておりますけれども、施設につきましては100%完了したというふうに報告を受けております。（発言する者あり）ごめんなさい。排水路につきましては、災害復旧の箇所が多くして、設計を組む期間が少なかった癩癩短かったわけで、もう100%に近い繰り越しをしております。（発言する者あり）はい。3月31日までは着工しておりません。以降に着工いたしました。（発言する者あり）その差額は、一部どうしても水路の関係で着工した部分でございます。はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（発言する者あり）

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。承認第5号専決処分の承認を求めることについてですが、これはアスベストの対策のための法律が制定されたため、使用料の一部を改正する必要があったという御説明でしたが、専決処分理由のところ、議事を召集するいとまがないため専決処分したとあります。で、先決した日付を見ますと3月の27日になっております。3月27日というのは、前回の3月議会の最終日が3月24日でした。25日、26日は土日でした。てことは、最終日の次の月曜日に専決をしており、議事を召集するいとまがないためというふうに言っておりますが、これはどうしていとまが、できれば最終日に提案できたんじゃないかと思えますけれども、どうしてこの日に専決したんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1番議員にお答えします。

提案理由のときにも説明をいたしましたが、これは、国の法律で、特に今、石綿による被害が大きくてそれを救済するというので、石綿による健康被害の救済に関する法律が18年法律第4号で制定をされました。で、この施行日が18年3月27日ということで、24日に最終日があったんですけど、法律につきましては施行日の日にこういう専決をとという今やり方をしておりますので、この条例の一部改正につきましても3月の27日の日、同日に専決処分をさせていただきました。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 法律の施行日が3月27日だというのは御説明いただきました。ただ、この法律が成立したのは18年の2月3日です。2月3日に成立していつから施行するかというのがその成立日には決まらずで、その後の3月7日に法律の施行期日を定める政令というのが閣議決定されております。ということは、もうこの2月3日、あるいは遅くとも3月7日には、この3月27日からこの法律が施行されることがわかってたはずで、そういう意味で、今御説明の中で施行日に合わせて専決処分することになっておりますというのは、これは全然理由にはならないわけで、そういうことを慣例にしてみたらは大変困るわけです。

で、事務作業的には、月曜日に専決処分するということは、もう金曜日の時点で、最終日の時点でこの書類が整っていたはずだと思います。そういう意味では、私はむしろ言葉は悪いんですけども最終日に出そうと思えば出せたのに怠慢ではないかと思うんですが。特に議事を召集するいとまがないためという理由を簡単に使っていたらだいたくはないと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 今まではこういう施行日に専決処分をするというやり方をやってお

りました。今御指摘のように3月7日に閣議決定ということで、確かに御指摘のように最終日に追加議案で出せる状態だったんじゃないかと思います。以後、閣議決定、それから国の動向等を見きわめながらできる限り専決処分を避けて、こういう条例改正をやっていきたいというぐあいに思っています。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑を終わります。

瀬瀬瀬

日程第7．承認第6号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 説明だけでわかった部分は、介護納付金の課税額の限度額の引き上げだけしかわからなかったんです。あとの公的年金等控除適用者に対する金額の加算分について、もう少し詳しくわかるように説明してほしいんですけども。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。8番議員にお答えいたします。

年金の控除につきましては、先般若干の説明したと思いますけれども、本来現行では140万円の控除ということになっております。その後改正で120万円が控除ということで、この額に20万円の差が生じております。この20万円の控除を一挙にするのではなくて、18年、19年でその20万円を段階的に控除をしていこうと。一挙にするんじゃなくてですね。その18年度においては20万円を13万円、それから19年度においては7万円と、それ以降についてはもう120万円の控除ということにもっていく法案でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

瀬瀬瀬

日程第8．承認第7号

日程第9．承認第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、承認第7号専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合規約の一部を変更する規約」及び日程第9、承認第8号専決処分の承認を求め

でやるんか私には不可解なんですけども。挟間にも前、これを提出する財政課長さんにもそういう人がおりましたけれども。

地方債の補正のところに単位の書き方やあるいは証書借り入れとかいうのがあるでしょ。癩癩うん。そこももとのあれと違うし。単位は右肩に書いとったし、証書借り入れの次にまた証券発行というのがあったんです。そういうことを前回の補正のときに、やっぱりもとにあったやつはきっちりもとにあったように書いて、そしてこういうふうに変えるんだとちゅうならわかるけれども、もとにあったやつを書きかえて、そして補正前なんちゅう書き方をするちゅうのは私には理解できんですけども、どうして改めようとしませんか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。今、8番議員が言われたのがちょっといまいちよくわからんですけど。これで間違いではないんじゃないかと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いや、間違いではないんじゃないかと思えますちゅうあなたが間違ってるから言ってるんですよ。当初予算の地方債のところをあなたは開いて言ってるんですか物を。当初予算は私持ちっちゃん。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

いわゆる当初予算のところは限度額となっております。（発言する者あり）下の方。（発言する者あり）ああ、はい。これかえ。これがね、（発言する者あり）「または証券発行」が抜けているように思われますので今後気をつけます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だからそれについては、そこだけじゃなくって、前言ったのは単位の書き方も違うし、項目の場合は段の目いっぱい使って結構なんですけども、証券の方なんかは文章ですから、文章の書き出しは1字下がりがちゅうの、書式のことを言うて申しわけないけども、当初予算に書いてることを補正前のところにきちっと書いて、そしてそれを変えるんなら補正後のときに変える中身をきちっと書くというようなことをやってくださいよ。それは私今初めて言うことじゃないんです。前回も言ったのにまた今度同じことをやってるから、ちょっとびっくりしたんですよ。西郡の言うことは聞くなちゅうのは、もう何か市長が通達したかしらんけども、そんなことじゃいかなんですよ。ちょっとまじめにやってください。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） じゃあ、中身についてちょっとお尋ねします。

前回の補正で減額して今度また復活させたというのが随所に見られるんですけども、多分、使

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。ぜひともよろしくお願いします。（笑声）

承認第10号で、由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということで、先ほど、当初、保険課長が訂正されました款の総務費、歳出です。7ページでございます。項目、総務管理費、目の一般管理費の節の22の補償補てん及び賠償金の5,483万8,000円の、これは私は補償と思ったか、何の補償かなと思ったけども、補填ということですから、その補填はどういうことか。それと支払い財源は何か、まずお答えください。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。5番議員にお答えいたします。

先ほど訂正を申し上げましたけれども、7ページの件でございます。5,483万8,000円はどういう物かと、財源は何かということで御質問でございますが、この件につきましては、補填ということでございます。これにおきましては国保の挾間町の分、決算額でございますけれども9月末の決算額、その不足分が出てると思います。それが5,483万7,792円出ております。これに対する補填でございます。

要するに、もうちょっと早くするはずだったんですけども、調整交付金、これは国がするはずでしたけれども、17年度から一部5%分を県が持ちなさいということで、一時載せたんですけども、国の方、県の指導で、率がまだはっきり決まってないということで、一たん国に戻した経過があります。その時点で一般財源も投入しておりますし、その財源は一般財源と基金等で充当しております。

したがって、この補填につきましては、調整交付金が決まりました。したがって、一般財源等が余っております。最終的には5,700万円、この4ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、一般財源が現在217万8,000円、一番歳出合計のところですけども、一般財源が になっております。これを、5,483万8,000円を充当しない場合については 癩癩5,711万6,000円の財源が余ることになっていたんですけども、これを補填することによりましてこれだけ減ったということで、財源的には一般財源でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。私は、一時補償となれば一時借入れか何かして支払ったわけであるならば償還金等にすべきと思いましたが、今、課長の説明を受けてある程度わかりましたが。ぜひとも今の補正の時期ですね、やっぱり6月になって

市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。(発言する者あり)(「71号やなかったん、71号でしょう。71号でやる」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)ここはいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)質疑ありませんか。どうぞ。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 19番。この貸し付けにつきましてですけども、さきに農政課の資料で掛金の状況がわかったんですけども、貸し付け金ですね、今現状どのようになっているのか。それから、未収金等があるんじゃないか。あればその扱いがどのようになるのか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

議長(後藤 憲次君) 産業課長。

農政課長(平野 直人君) 吉村議員にお答えいたします。

資料で貸し付けの額は御案内のとおりでございますが、未収金は、これに関してはございません。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬

日程第15・議案第70号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第15、議案第70号由布市農業施設条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 由布市農業施設条例の廃止についての議案について質問いたします。

この条例を廃止することによって、先日の詳細説明の中では、今この条例によって設置されているのが4施設あるというふうな御説明をいただきました。陣屋市場と川西農村健康交流センターと下湯平特産加工場、あと、塚原農業研修所。最初の3つについては今回別議案で指定管理者を導入するということですけども、塚原農業研修所については、先日の詳細説明では、塚原の地元の雛戸地区に払い下げるといような御説明を聞いたんですけども、これは、払い下げはどういう、もう払い下げの手続きは終わっているんでしょうか、それともこれから払い下げを予定しているということなんですか。詳しいことを教えてください。

議長(後藤 憲次君) 産業課長。

農政課長(平野 直人君) 1番議員にお答えします。

雛戸地区につきましては、3月で御説明したように、説明が、地元の了解を得ております。で、

ありまして、契約管理課の方が書類の準備ができ次第払い下げをする予定でございます。余りもう時間がかからないと思います。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、協議は一応済んでるけれども手続はこれからということですね。そうすると、今回この、今回のこれは先議癩癩議案なので21日に採決しますよね。で、これもし可決すると、その時点でこの条例が廃止されるので、その時点で塚原農業研修所そのものの設置がなくなってしまうよね。で、実際に払い下げの手続が終わるまでの間、農業研修所の位置づけが条例上なくなってしまうのではないかと思いますけれども、そこら辺はどうするんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） この条例を廃止した後は、一般財産として市の方で一たん管理をしまして、その後ということになるかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 一般財産としては設置条例は要らないということなんですかね、どういうことですかね。

あと、払い下げは無償なんでしょうか。3回目ですよ、質問。無償だとすれば、これももし私が間違っていたら教えていただきたいんですけども、公有財産を無償で払い下げる場合、いわゆる地方自治法で規定されている適正な対価なくして譲渡する場合は議会の議決が必要だという部分には引っかからないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。ただいまの1番議員の小林議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問がありました財産の問題ですが、一応、これ、今回廃止をいたしまして、行政財産から普通財産の方に移換をいたします。その後払い下げということをもって続けておきたいと思っております。

それから、今の件でございますが、これにつきましては、一応目的として農業研修施設ということで、目的は変わらなくてこのまま継続してこの目的で利用していただくということで、用途は、使用用途は変えないで管理だけをもう地元にしていただくということで今計画しているところです。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） それで公の施設の、議会の議決ということで、これは農業施設、「農業施設」と呼ぶ者あり）農業施設ということで、（発言する者あり）その辺をちょっと内

容を調べさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これ、もう担当が違ふと思います。財産管理課の方にお伺いをしたいと思いますので、目的であれ何であれ、いわゆる行政財産を無償で譲渡する場合には議会の議決が必要なのではないかとこの質問です。必要であればその手続をとる予定があるのかどうかということの後で教えてください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行革室長でございます。今の御質問にお答えしたいと思いますが、直接、契約管理課の方が担当しているんですけども、公の施設の見直し等で協議した経過でございますけども、今回は設置条例を廃止して一般財産にした後、これを処分するのについては、ほかの施設も含めてですけども9月の議会に、地元と協議した上で9月の議会に提案したいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

日程第16・議案第71号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第71号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。由布市肉用仔牛貸付基金条例、これは旧挾間町の条例であったということでございます。そして、優良基礎雌牛導入事業基金条例、これは旧庄内町ということで、これを統合して〰〰統廃合して優良基礎牛貸付基金条例に制定するという議案ではありますけども、この名称の名前と条例の条文の内容を見ても、ただ2つあるあれを一つにまとめるというだけのものじゃなくて、その内容が牛の導入に対して規制緩和的な拡大解釈されるような文言であるんじゃないかということを私は心配しております。その辺、農政課長、どうなんですか。ただ単に2つあるのをもうまとめて一つの一本化の統一〰〰統廃合をするのか、もうちょっと拡大した、例えば湯布院あたりでは乳牛、乳牛あたりを飼育しているわけですね。そういうやつにも出すようなそういうことになるのか。そこら辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） この条例は、旧庄内地域と挾間地域にあったものを基金を一本化するというので、目的は、それぞれ同じでございます、牛の増頭をするための基金であるというふうに認識をしております。そういうことから拡大をしてつくった基金条例ではございません。あくまで畜産振興のためにということで、貸し付け限度額を一応100万円と推定をしております。

で、乳牛に適用しないのかと申しますと、乳牛にも適用いたします。そういう範ちゅうでとらえております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） それと、ちょっと条文、統廃合の懸案についてはいいんですけども、中身を見てみますと、要は設置第2条において基金として積み立てる額は一般会計予算の中で定める額と規定されているんですけども、この前の農政課の資料によりますと、資金の資料によりますと、22年度の3月から国の方の要するに基金の分ですね、これがもう廃止されるんじゃないかというようなことを記載されておりましたので、こちら辺、増頭して畜産振興を図るというけども、そういう基金の積み立てですかね、こちら辺の関係は心配はないんですか。ちょっとこう中身に入りましたけど。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 藤柴議員にお答えします。

一般会計からの限度額、定める額とするということになっております。これは、旧湯布院町が過去一般会計対応で貸し付けた額があります。それをもって充てたいというふうに考えております。財政がどういうふうにとらえるかわかりませんが、そういう位置に私どもがいます。

それから、他の基金が2つあるわけなんですけども、これは、事業が完了次第、国の方はこの制度をなくすという位置づけにあります。で、今900万円程度があるわけなんですけども、この900万円も事務手続をして先に返さなければいけません。そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

瀬瀬瀬

日程第17．議案第72号

日程第18．議案第73号

日程第19．議案第74号

日程第20．議案第75号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第72号由布市城ヶ原農村公園条例の制定について、日程第18、議案第73号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について、日程第19、議案第74号由布市川西農村健康交流センター条例の制定について、日程第20、議案第75号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についてまでの4議案は、市が設置する公の施設に指定管理者制度の導入を可能とするための条例整備であり、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これらの4つの施設を今後指定管理者制度に出すことを前提としての条例制定だと思いますが、まず、指定管理者の公募をかけるものがあるのであればどれを公募する予定なのか教えてください。公募しないで任意指定する場合は、指定する予定の団体もしくは管理者に予定している人を差し支えない限りで教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えいたします。

この4施設のうち、里の駅陣屋市場並びに川西農村健康交流センター、下湯平地域特産物加工施設、この3つにつきましては現在も既に管理委託を行っております。そういった今までの経緯を踏まえまして、現在管理をお願いしている団体等に任意指定を考えております。

城ヶ原農村公園につきましては、どういう形でやるかというのを今現在調整中で検討をしている段階でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。あと、これらの施設のうち、今実際にいろんな営業をして利益を生んでいる所が幾つかあると思うんですけれども、指定管理者に出す際にそういう利益を生んでいる所についての条件みたいなものはどう考えているんですか。前から何回もお聞きしてるんですけど、湯布院町時代から、例えば、国民宿舎はその分上納金みたいなものを納めている、道の駅についてはそういう規定はないけれども自主的に固定資産税にかわる額を寄附をいただいたりしております。こうやって今後営利を生む施設をどんどん指定管理者に出していったときに、それぞればらばらで、条例上で上納金みたいなものを納める、そうじゃない場合には自主的に寄附金を納めているというような実態が出てくるのは非常によろしくないと思いますが、そういうことについて何か規定は考えてらっしゃるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 具体的には個々の管理運営の状態、また、経営の状態、そういったものを、今までの経緯等を加味しまして、一応個々それぞれの施設ごとにかわってくると

思いますので、個別の仕様書等でその辺は明記をしながら個別に対応していくように考えております。

ただ、公の施設、市の公の施設、公共団体が設置するものについては原則営利を目的とした施設ではないというふうに考えておりますので、その中で営利が生まれてる実態があればそれに個々で対応を考えていくということを考えております。

議長（後藤 憲次君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。今の1番議員と重なるところがあるかもしれませんが、城ヶ原農村公園の使用料と川西農村健康交流センターの入浴料、この料金のことに関してですけれども、変更があるやに見えますが、城ヶ原の方は私、今までの料金表をまだ見ておりませんのでちょっとわからないんですけども、川西の方は入浴料500円というふうになっておりますが、現行100円のように私承知しております。その料金をここで上げておいて、そして、それを指定管理にのせるということであれば、今、行政改革室長がおっしゃったような営利を生む際に癩癩生むようなことがあれば上納金じゃないですけども幾らかいただくんだというふうな考えがあるとすれば、なぜ前もってここで100円が500円に上がったかというところでちょっと整合性が私理解できないので、その辺の説明ちょっとお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 7番議員さんにお答えをいたします。

議員さん御指摘のとおりでございます、上限を500円と定めるというふうに新しい条例ではお願いをしているところでございます。本来、川西の温泉館が温度が低いために外の方に熱気を出さないという方法で温泉館が建てられております。で、ありまして、その温泉館の屋根あたりが腐食をして改造をし直さなければならない状況が発生をしております。で、100円が正しいのかということになりますと、100円ではなかなか運営ができてないというような管理委託をしている川西のグループの人から聞いております。そういうことでありまして少し柔軟に保った方がいいのかなということで、上限を500円という表現をさせていただいております。

で、当面の間は100円でいながら、将来は加工センターも含めて、その地元の管理委託をしている皆さんに払い下げをしたいという気持ちがございます。当面は100円でいいんですけども、500円という幅を持たしたということでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ということは、もう既に今雨漏りしている部分の改修を市は行わずに、これから受けるであろう指定管理者が屋根の補修分を利益の中から出せという意味合いでございますね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 今、どういうふうに屋根の修理をしたらいいかというのを設計委託を出して検査をしてもらっております。それで市がするのがいいのか、地元で対応するのがいいのかというのが今の段階ではなかなか判断がつかえません。地元の方としては市が全部それを修理をして私どもに払い下げてくれるんやったらいいですよという位置の話がっております。で、ありますものですから額が決まらんとなかなかテーブルにのることができません。そういうことです。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ならば、ぜひとも地元住民負担の軽減をできるだけお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長でございます。城ヶ原農村公園の使用料でございますけども、条例制定以降金額は変えておりません。現在の使用料で管理をお願いする予定といたしております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。以上で通告による質疑は終わりますが、そのほかの。太田議員。

議員（10番 太田 正美君） 今、川西の入浴料を500円に上げるということは、今度入湯税の対象施設としてなるんですが、その辺のことも加味された上で500円というのを検討されたんでしょうか。税務課とのまた絡みが今度金額を上げることによってその範囲内に入ってくるんですが、そういうことも検討された上で500円という数字を明記したのかどうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 先ほど言いましたように上限を500円と定めるということにしております。だから、500円にきちっと定めたわけではございません。だから、幅を持たせているわけございまして、中身には税務課と協議等はやっておりません。で、自主的にその施設が管理できる範ちゅうがどこにあるのかということを含めて今から検討していかなければいけないというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 川西の交流センターの件ですけども、第2条に、1、2と加工施設、温泉施設が含まれておるんですけども、物産販売のエリアがどうなるのかということと、川西地区に公民館があるんですね。そのあたりの後の体育館的なものもやはり農業従事者との交流の場として設置をされたというふうに思うんですが、公民館との関連づけ、それから物産販売と、この辺がどういうふうになるのか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 川西交流センターは、農村構造改善局の助成金をいただきまして3点セットでこの施設をつくっております。で、一つは、今、川西地域の公民館的な要素を備えるセンターであります。で、一つは、加工センター、一つは温泉という3つが一つになっての事業形態であります。で、川西の交流センター、公民館的な部分につきましては中央公民館の方に譲って、そして純粋に今管理委託をしている加工センター等につきましては、そういう管理委託者に将来は払い下げをしていくべく今話を詰めていってる状況でございます。でありますので分けて考えないといけないというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） これではちょっと何か公民館を兼ねた交流の場がちょっとはつきりしないんじゃないかなという心配があります。

それから、公民館の方の地番を見ますと、ここでは加工施設等が中川という地名になつとるんですけども、川西という文言で公民館は位置の場所が決められとるんですけど、その同じような場所なんですけど川西と中川と違うんですかね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） その建設されてる位置がやっぱり字が違うというふうに聞いております。番地もそれぞれ3筆に分かれているというふうに前任者からお聞きをしております。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 指定管理者に移行する場合は、特に建物等のすみ分けをやはり明確にするということをお願ひしたいと思っております。

それから、ちょっとこれは同僚議員からも一般質問等で出ましたけど、廃止条例と設置条例というのが同じ会期に上程されるということもいかなものかなという意見が出ました。議運の中でも問題化されたんですけど、今回はやむなしという状況になりましたけど。今後はこのような条例の上程の仕方は厳に慎んでもらいたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。すいません。通告してないんですけども、城ヶ原のキャンプ場の件でちょっとお伺いしたいんですけども、今ここにパンフレット等利用料金があるんですが、どうもこれと条例の中の金額が整合性がとれてないものではないかなというのが1点と。それと、多分市内在住者にはということでローカルルールのものが今まであったのではないかと思います。先ほどから言われてますように営利を目的とするものではないという観点と、条例上の第18条に減免の措置などもあるんですが、営利に走るような管理者があらわれたときにこういったところが減免措置などが揺らいできて、市内に住んでる特典としてこういった

ことを利用してきた方が利用の頻度が下がってくるんじゃないかというところを懸念してるんですが、その辺いかにお考えがちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長でございます。使用料につきましては、変わりはないというふうに理解はしてるんですけども。（発言する者あり）はい、わかりました。大変失礼しました。

議員（2番 高橋 義孝君） 今のローカル的な部分で減免措置をどういうふうな形でしていたのかというのがわかれば、庄内の振興局長でわかりませんか。

議長（後藤 憲次君） 振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内の振興局長です。2番議員にお答えをいたします。

減免措置につきましては、学校そういう教育関係については減免関係をいたしておりますが、その他については減免措置はいたしておりません。そういうことがありまして、先ほど行財政改革室長が申しあげましたように、公募にするのか任意指定にするのか現在検討を行っているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 由布市里の駅陣屋市場施設条例についてお伺いいたします。

たしか陣屋市場は、土地は農協のものだというふうに思っております。ところで、その農協との話し合いというか、そういうことも含めてちょっと詳しくお話をお伺いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 9番議員にお答えします。

9番議員御案内のとおり陣屋市場の土地は農協の土地でございます。本来、陣屋市場をつくるときに、経済を活性化するための施設でありましたものですから、農協に運営をしてほしいという要望書を出したんですけども、当時、農協さんが、まだ収益が上がるか上がらんかということがわからないものはしないということで、行政がこれを抱えたわけでございます。でありまして、現在地は、もう当初から黒字経営でいっております。農協さんの方が将来払い下げをした場合受けるという位置になっております。そういうことでありますので、一応先般の農協の理事会にこれは提案をして了解を得たというふうに聞いております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） そうすると農協に払い下げということでいいんですか。癩癩最終的には、そうなるまでには指定管理者の方が農協に要するに借地料を支払うというような形ですかね。

いうことでございます。それから、県外等について4,500円という額であったんですが、県外の日帰り日当については2,000円というようなことで、この影響額は、はっきりはじていませんが、大体1,500万円ぐらいの支給になるということで、この県内日当をすべて廃止した場合に約1,000万円ぐらいの削減になるかと推計をしております。

それから、あと時間外勤務手当でございます。これはいろいろな問題がございますが、職員の方から、もう支給金額の50%を返上しようという同意をいただきました。これは大体5,000万円から5,500万円ぐらいの時間外勤務手当になりますが、影響額といたしましてはその2分の1ということで2,500万円程度ではなからうかということでございます。

それから、この財源をどのように活用するかということでございますが癩癩済みません、それからもう一点、管理職手当を、今まで部長級が8%だったんですが、それを6%、それから課長が6%を4%ということで、大体400万円ぐらいの削減の推計をいたしております。

それと、この財源をどのようにということなんですが、もう何回も説明をしているように、18年度は基金を3億7,000万円、それから一般財源、繰り越し等一応5,000万を見込みながら、ようやく18年度の予算が立ったというような経緯でございます。そういうことで、今一般財源ベースで約7億ぐらいを減らさなければならぬというようなことで、いろんな事務事業の見直しをやっている中の一環ということで、19年度の予算編成の財源にしたいというように考えています。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 大変ほんと、財源が苦しい中で努力をされていることに敬意を表しますが、ちょっと市長に市政の問題でお聞きをします。昨日の同僚議員の答弁にもありましたが、行財政改革プランの先行してこういうレーンをする、そういう話もありましたが、やはり職員の給料というのは生活給で、影響力がかなり大きいわけでございますから、どういう、ほんとに市長の真意を、今いかなる決意でこういうことをやられるのか、いま一度ちょっと聞きたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 職員の給与をカットということにつきましては、それぞれ家庭を持ち、そういう状況の中での職員の給与5%カットということで、大変厳しい申し入れでありました。しかしながら、職員もこの4月から、昨年度からの財政状況というのを十分理解しておりまして、やむなしと、むしろそういうことであれば我々の方からも申し入れをしたいぐらいであったというような言葉もいただきました。それだけに私も、職員が癩癩我々もそうですけれども、職員と一体となって由布市を立て直していこうという、私は職員の熱意というふうにとめておりま

すし、一体となってやりましょうという言葉もいただいております。そういうことから、今後由布市の建設に向けて、労使ともに力いっぱい頑張っていくという、そういう思いであることを期待したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（５番 佐藤 郁夫君） そのとおりだと思います。危機的財政を一日も早く脱却して、市民ニーズにこたえる、当然の結果だろうと思いますし、財政確立がやはり急務と思っていますから、その観点だけはきちっとらえて行っていただきたいと思いますし、特に、今、職員は年間給料７年連続削減になっておりますし、その上に５％カットですから、非常に生活が厳しい。また経済力も大変になっている。その影響がやはり消費等の低下になれば地域経済に悪影響を及ぼす。そういうことを思っていますから懸念されるわけがございますので、特に改革というのは本来組織に活力を与えるためのやはり改革と思っていますから、十分職場の士気高揚を図りながら、市民サービス向上に向けた改革をしていただきますようお願いいたします。終わります。

議長（後藤 憲次君） 通告による質疑は終わりましたが、ほかにありませんか。瀬瀬これで質疑を終わります。

瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬・瀬瀬瀬瀬・瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬

日程第 23 . 議案第 78 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 23、議案第 78 号由布市障害者自立支援条例の制定についてを議題として、質疑を行います。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 条例を読んでみますと、タイトルが由布市障害者自立支援条例なんです。どういうふうな自立支援があるのかなと思ったら、第 1 条が、市が行う障害者自立支援ということで、中身は法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるということで、何も定まってないんです、中身が。自立支援に関することは。

特に支援制度ができて、要するにサービスを利用する人が多くなって、その財源が枯渇するようになって今回の 1 割負担というのが導入されて、その実態についてはもう大変な状況はきのうの一般質問の中でも同僚議員が指摘しました。そういう人たちのために何か市独自でやるという支援法かなと思ったら、第 2 条には、これは審査会の委員の設置。

早い話が、これはもう自立支援のためにきのう指摘されたようなことを救済するんじゃなくて、由布市障害者自立支援審査会設置条例というのが適切な名称じゃないかと思うんですけども、準則でこういうふうに来ているんか、それとも独断と偏見でこういう名称にしたのか、そこ辺をお尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課、立川でございます。議員さんの御指摘のとおり、

ますと、交付税で返ってくる金額が589万8,375円、市の負担が3年間で196万6,125円というふうになっております。

続きまして、地方税法の改正で、一律10%になるというお話でございます。これは国が進めております三位一体改革の税源移譲を、要するに税源移譲を所得税の税額を変え、市町村県民税の税額を一律10%にして相殺をするという形でございます。ちなみに、現在、所得税は10%から37%の区分分けになっておりますが、来年からは5%から40%という区分になります。現在、4区分から、来年からは6区分に分かれます。その所得税が安くなった分を住民税を一律10%にしようということです。だから、基本的には所得税と市町村県民税、今両方とられております。その合計額と、この率でいくと合計額が同じになります。

ただ、問題があるのが、この谷間におる人です。200万円以下と200万円を超える人については軽減の措置をするということでございます。ただ、今国から来ているのはこういうことでございます。現実には今度は実務段階でどういうふうなことになるかは今から日々研究していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「私が質問したのは、定率減税が与えた影響力ということだったんです」と呼ぶ者あり）はつきりちょっとそんなら。立ってからはつきり。

議員（8番 西郡 均君） 現行7.5%の定率減税が2007年度に廃止ということで、その由布市における影響額がどのくらいかということをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長です。失礼しました。8番議員の御質問にお答えします。

確かに言われるように7.5、来年が全部全廃をします。大体今調定を行っているところですが、大体由布市においては1億円ぐらい調定額が上がるという見込みでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第24．議案第79号

議長（後藤 憲次君） それでは、日程24に入ります。議案第79号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。癩癩質疑なしと認めます。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第25．議案第80号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第25、議案第80号由布市湯布院町域における集会所及び

自治公民館施設等条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、どうぞ。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番ですが、内徳野の自治公民館をこの条例の中に位置づけるということなんですが、今までどういう扱いになっていたのかということをもまず1点お尋ねします。

それから、その次の一部改正の新旧対照表のずっとめくったページに、由布市の石武農民研修センター以下5つの事例は、前回の農民研修施設としてあったやつをここに公民館として持ってきたものだと思うんですけども、何かそういう、こういう一つ一つの手順がどうも整合性がないうちにあるんですが、その辺もあわせて。

というのは、塚原の研修書あたりもこの公民館の中に入れるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その点、2点ほど。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 公民館の佐藤です。内徳野の位置づけに関しましては、今まで自治区の自治公民館として設置されていたものが条例上になかったということで、今回の一部改正に上げた分です。

そして、新旧対照表にありますように、3月議会のときにそれぞれの集会所、自治公民館とそれから農民研修センターとそれぞれ名称を見やすいように整備をしたものです。それから、農民研修センター以下につきましては、それぞれ名称は農民研修センターでございますが、自治区のそれぞれ集会所として建設当時の補助金の関係で農民研修センターという名称を使っていたということで、3月議会のときに集会所、自治公民館施設として取り入れたという経緯からでございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） その経緯はわかるんですけども、そういう二度手間というんですか、例えば市有財産に持ってきてもいいんじゃないかということです。公民館にして、そしてまた指定管理者制度に持っていこうという、そういう手順を踏むために3月に石武の農民研修センター等は公民館の中に入れたと思うんです。しかし、塚原の場合はそういう市有財産として今度払い下げるといふようなやり方です。その辺の判断基準があるのかどうか、その辺を再度お尋ねします。

それから内徳野は今までどうなっちゃったんですか。町有財産だった。公民館として今度新しく建設されたものじゃないと思うんです。その辺と。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 19番議員にお答えします。

湯布院のそれぞれの集会所が、当初は農業施設ということで条例の中にありました。これは本来、自治区として公民館的な要素を持つ集会所であります。単費を出さないために農林省のひもつきの補助金をいただいてそれぞれ公民館をつくったという背景があります。

旧挾間町の場合は、土地は地元が町に寄附をして、その上にその集会所を建てて、地元が運営をしていくという方法をとっておりました。湯布院地域は、どういうわけか地元の方におねなくして、すべて行政が丸抱えのままこういう状態でおったというのが1つ言えるわけでございます。

昨日の小林議員の質問にもありましたように、公民館の位置づけという点からしたときに、湯布院町の手法があったのではなかろうかというふうに思います。旧挾間町、庄内町におきましてはそれぞれ自治区の責任において管理をしているというのが実態でございます。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 内徳野の自治公民館は、旧湯布院町時代にそもそも川西地区公民館として建設いたしておりました。そして、平成9年に川西農村交流センターができて、そのときに、3月議会でも川西の農村交流センター、いわゆる川西地区公民館の地番の訂正をしたわけなんですけど、3月議会に当初は上げるはずだったんですけど、今回の条例の一部改正の6月ということになったわけです。

経緯といたしましては、平成9年から内徳野自治公民館として市有財産でありました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 今、苦しい説明のようでありましたが、一応わかりました。

旧町、湯布院の時代は、公民館設置に関しましては、町が8割補助、地元が土地を提供、それで地元負担が2割というふうな、そういう建設に関する取り決めによって公民館が設立されたという経緯があるんですけども、由布市においてもその事例を踏襲すると考えていいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 自治公民館につきましては、旧湯布院町のような8割市ということは考えておりません。自治公民館建設の補助金条例がありますので、それを適用して、由布市としてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） ちょっと外れてきよるんですけど、そういう設置条例というのは新しい公民館の由布市としての設置条例というのはいつ決まったんですか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 地方公民館、それと川西とか湯平公民館という市の管理、そして運営する公民館ですね。今ここに上がっております自治公民館、地区が運営する公民館ということで、庄内、挾間地域については自治公民館建設につきましては補助金制度があるということで、それを由布市には適用していくと、由布市の自治公民館建設補助金ということで、地区が建設する補助金につきましては瀬瀬自治区がする補助金につきましては、市がその条例によって補助をしていると。あくまでも自治の公民館は自治区で管理し、建設していくということであります。

議長（後藤 憲次君） いいですか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 質疑がちょっと変わってきよりますけど、この公民館の設置に関する条例が旧湯布院町にも適用されるということになると、これまで湯布院地域で公民館建設にかかわるやっぱり根本から違ってくると思うんで、その辺がどういう条件の中で市の公民館設置条例へと移行していったのか、その辺も後でまた詳しく教えていただきたいと思います。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川です。ちょっと確認なんですけれども、ここに上がっております由布市石武農民研修センター、これは名称はこれでよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 3番議員にお答えします。

この名称でよろしいと思います。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 私の記憶では、石光じゃなかったかなと思うんですけれども、正式は石武なんです。わかりました。

それと、ちょっと関連して、この集会所の名前も間違いないということよろしいんですか。

石光集会所。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 石光地区集会所と先ほど言いました由布市石武農民研修センターで正式名称。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） ちょっとこれ関連するかどうかわかりませんが、先般の市長の市政懇談会の中に、石武公民館ということで場所を書いていたんですよ。そういう場所があるのかなと思って今質問したわけです。というのが、私の地区の人が、石武と光永という自治区が公民館が一緒なんで、自治区が2つあるんですけれども、公民館は1本だということで、石光地区集会所ということでこれが載って、正式だということなんですけれども、市長の市政懇談会には

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。内容はいい、もう更地になっているところを廃止すると。廃止するとなったらこの条例の別表から削除しなければいけないので、その手続をとることはいいんですけども、廃止するためには3分の2以上の議決が必要だというふうに決められておりますので、それをするのであれば最初に、この武宮住宅の廃止議案だけを提案して、その3分の2以上の議決が得られたときにこの別表から削除するという手続を踏まなければいけないと思うんですが、これは議案の提出し直しというようなことを含めて御検討すべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1番議員にお答えします。

市の条例の中で由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の第3条の6に公営住宅がこの施設になるんじゃないかということでございます。自治法の244条の2の第2項の規定から、この市の条例ができていますが、これが公の施設に条例上ではなっているんですけど、当たるかどうかということも含めて、少し検討させてください。そして、検討の結果についてはまたその手続をとりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか。癩癩はい。以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかに。淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 私は内容の方をちょっとお伺いしたいと思います。建設課長にお伺いします。

説明のときに、介護が必要になったときなどによることを説明されましたが、もう少し詳しく、その既存入居者または既存入居者と同居しているものの世帯構成及び心身の状況から見てに改めるとありますけれども、介護がどのくらいといいますか、これには幅があるのか。どのくらいの範囲なのか、もうちょっと詳しく、わかりやすく、できれば例を通して教えていただければありがたいです。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 御説明申し上げます。

心身の障害が生じた場合、いわゆる身障者の手帳ですね癩癩は1級から4級までの交付された方、あるいは福祉手帳の所持者で1級から3級までの方、それから配偶者から暴力を受けているとかいう方がおられた場合です。配偶者から暴力を受けているというような場合は婦人保護施設で保護されている方もしくは裁判所から保護命令が出されている方というふうに具体的に示されております。

これは、いわゆる同一世帯の中でそういう状況が生じたときに、その棟で空き家が出たときには優先的に市長の判断でその方をそこに入居させることができるという規定でございます。

公営住宅は原則として公募が原則でありますので、公募によらずに市長の判断でこういう事態が生じた場合は優先的に入居させることができるという項目、条例改正でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません。もう一回お聞きしたいんですが、同一世帯の中でそういうことが起きたとき、今言われたんですが、同一世帯の中でそういうことが起きたときにはあいているところにも市長の許可が得られれば入居できるということですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 例えば1家族5名の方が1つの住宅に入られた場合、その中でどなたか心身の障害を受けて、別室といいますか、別なところで生活した方がほかの方の家族に対する負担が少なく済むというようなことが生じた場合、あるいはそこから、嫁ぎ先から帰られて、1つの世帯の中で5人家族が7人家族になったと。そうした場合、狭いのでそういう保護を必要とする方について、世帯の人員が膨らんだということでそういう措置を、市長の判断でとれますよということでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） そうすると、例えば身障の1級から4級、それから福祉手帳の1級から3級とありますが、例えば介護施設には入れないけれども、同一世帯の中で介護の必要、介護度1か2かわかりませんが、そういうもの、認定のときも認められるということには解釈にはなりませんか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 現時点での条例では、はっきりした身障者手帳あるいは福祉手帳ということで、介護の1級、2級ということについてはうたっておりませんので、現時点では法の趣旨のとおり運用したいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。癩癩田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 済みません。ちょっと1つ確認させてください。私の自治区の中にあると思うんですけど、由布市市営庶民住宅というのはどこの位置に当たりますか。今ちょっと初めてなんか庶民住宅という名前を聞いたんですけど。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 申しわけありません。まだそこまで把握していませんので、後ほど調べて御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） よろしいですか。後から調べて……。どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 以前住宅担当もしておりましたので。同尻の大橋を渡りまし

日程第43．議案第98号
日程第44．議案第99号
日程第45．議案第100号
日程第46．議案第101号
日程第47．議案第102号
日程第48．議案第103号
日程第49．議案第104号
日程第50．議案第105号
日程第51．議案第107号
日程第52．議案第108号
日程第53．議案第109号
日程第54．議案第110号
日程第55．議案第111号
日程第56．議案第112号
日程第57．議案第113号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第27、議案第82号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから、日程第57、議案第113号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定についてまでの31件の議案につきましては、由布市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するための議案であり、同一理由のため、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 最初にちょっと議長にお願いなんですけど、これ31軒一括して質疑を受けるといことなんですけど、私この31件の中でいろいろお聞きしたいことそれぞれあるものですから、質疑の回数を3回に限らず、必要に応じて認めていただきたいんです。

議長（後藤 憲次君） はい、結構です。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。では、この31軒全部に共通することでまず御質問しますが、指定管理者を指定するための議案が出ておりますが、余りにもこれ議案としての資料が少な過ぎると。これだけではまるで審議ができないと思います。少なくとも前回、由布市議会になってからほのぼのプラザの指定管理者を指定する議案が出たと思いますが、そのときですら添付資料として選定委員会の選定のかかわる報告書やその申請書、収支計画書、事業計画書、そういうものが全部添付されて、また仕様書もあったと思いますが、そういうものを見ないとこの指定管理者の名前だけを見て審議しろというのは余りに無謀だと思うんですが、そこら辺の資料の配付はいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおりで、これではなかなか審議できないと思っております。前回のように、仕様書等、そういったものについて、各常任委員会におきまして詳しく説明をいたしたいと思っております。さらに、その資料につきましては全議員さんにお配りをして、わかるようにしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 最初に話しておいていただきたかったと思います。

その82号以降なんですが、自治公民館、湯布院の自治公民館のことについてお伺いします。きのうの一般質問の続きというような状況になって申し訳ないんですが、きのう一般質問の中で、湯布院町地域における自治公民館がみんな行政財産になっていると。だから今回指定管理者制度に移行させるこの手続が行われているということだったんですが、なぜ湯布院町の公民館だけが行政財産になっているかの説明をさせていただきました。そこで、そういう社会的背景、歴史的背景、当時の湯布院の初代町長の施政方針で、社会教育施設として位置づけたと。その考え方を今後この由布市の公民館としてはどういうふうに維持していかれるか、今後も行政財産として持っていくというふうに考えられるのかどうかというところをまず市長お伺いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 指定管理者の指定して管理していただくということではありますが、公民館、それは由布市の財産としては指定管理者に一応管理をしてもらうということでもあります。そういうことと、それから社会教育推進の公民館であったという湯布院でありますけれども、他の2町につきましては町民・市民の町民の交流の場とかそういういろんな研修の場とかいろんなところがあったと思いますけれども、今度は、社会教育はもちろんですけれども、そういうことも含めて地域住民の交流の場、そしてまた社会教育やいろんな研修の場にしていきたい。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） きんの最初の御答弁の中で、今後、挾間、庄内と同様にこの自治公民館も地元へ財産を移管したいというふうな御答弁の言葉があったと思うんですけれども、ということは、これは将来的に地元へ無償売却をする予定だということによって受け取ってよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 当面、28年3月31日までは市の所有としていきたいと。その間、旧3町のこともありますので、整合性を持っていきたいと思っております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、もうはっきり言っていた方がいいと思うんですけど、きのう市長の御答弁で挟間、庄内と同様に地元へ財産を移管したいと言われましたよね。このことは、要は挟間、庄内と同様に地元へ所有権を移すということをしたという意味でしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 挟間と庄内のように自治区にお任せするという方向に28年3月31日以降は、そのように検討してまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） その管理を委託するんじゃなくて、その財産を移管したいということをお前提としていると。

これは市長にもなんですけれども、そうすると、きのう言ったような湯布院町のときの歴史的背景、政治的背景、で社会教育施設として設置したということではなくて、もはや、もうそういう役目が終わったから、今後はそういう施設ではなく、挟間、庄内の自治公民館と同じような位置づけで、こういう行政財産としては持たないのだという方向性ならそういう方向性だということをはっきり示していただく必要があると思うんですが、そこ、ぜひ市長に答えていただきたいんですけれども、市長としてこれをどう考えられるのかということをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） きのお話の中で、前々、前町長が公民館を建てたと。社会教育の推進を進めていったということで、当時そういう赤線状況になりかねないというようなそういう発想があって、町民に対して社会教育の推進が大事だという方向で進められてこられたというふうに聞いておりますけれども、現在はそういうことも一応ないというふうに判断しておりますし、そういう社会教育の推進は3町とも瀬瀬旧3町とも同じような形で進めていくと。特別に湯布院だけそういう状況の中で社会教育を進めるということは考えておりません。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それでは、これを今回指定管理者制度に移行するときに、そういう前提があるのであれば、各自治区にそういうことを、そういう方針を説明されているのかどうか。10年間は指定管理者制度で行政財産として持って、管理委託だけを指定管理者制度でお願いしますけれども、その期間が終わったら地元へ無償売却して地元のものにしていただきたいというふうな説明を行っていますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 湯布院公民館の佐藤です。そこまではまだ言っておりません。一応10年以内という説明はしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これぜひ早い段階からやっておかなければいけないと思います。本当はこの指定管理者の説明を、きのうどういうふうにしましたかというふうに聞きましたら、自治委員さんたちを一堂に会して説明をしたという御説明がありました。そのときに、基本的にこういう将来的に地元にお任せしたいんだと、財産権を移したいんだという前提があれば、まずそれを先に説明しておかないと、地元の人たちの今回の指定管理者を受ける理解度が全く違うと思うんです。それは早いうちに、この指定を、むしろそれをまだ説明していないんだとまだ指定すべきじゃないというふうに思うんですが、その早い段階で説明をしていただきたいということ。

もう一つは、それぞれの建物の状況をどういうふうに調査していますかというふうにきのう質問しましたら、していますということだったんですが、例えば今後10年間、その指定管理者制度で管理を委託をしている間に老朽化が心配されたり改築やあるいは場合によっては建てかえが必要な施設もあるかと思うんですが、そういうのは具体的にどういうふうにとらわれているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 湯布院公民館の佐藤です。今まで、旧湯布院町の場合には指定管理する前に委託管理契約というのを5年契約で更新してきたところでございます。また、今度指定管理の協定書を結ぶに当たりまして、また各個々の集会所、自治公民館と協定書を結ぶまでには話し合いはしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。もうあと三、四点です。

今回出されている自治公民館、19件ほどあると思うんですが、これのうち、もう築25年以上たっているものが8件くらいあるというふうに私は聞いております。また、20年以上たっているものでも4件あると。こうなると、当然修繕とか、場合によっては一部改築、どうしても必要になってくると思います。そのときの費用負担についてなんですが、これは制度そのものについての質問になるかもしれないんですが、そういうときの費用負担はどういうふうにとらわれているのでしょうか。それも1件1件これから協議するのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1番議員さんにお答えします。

各施設ごとの状況等については私把握をしておりませんが、この指定管理、さらに町有財産について今後どうするかという基本的なことだけお話しします。

先ほど市長が言いましたように、挾間、庄内につきましては、各自治区ごとに癩癩先ほど補助

金の額が出ていたんですけど、600万円を限度としてそれぞれの自治区で町の補助金をいただきながら、自治区で建設をしてきた経緯があります。湯布院が、先ほどから説明していますように、いろんな経緯で町の財産になっていたということで、基本的には、もう自分たちの自治区の建物についてはもう自治区で管理をしていただくということで、指定管理が10年間になっていますけど、早急に挟間、湯布院方式で各自治区に引き受けてもらうというような今考えです。

そして、土地については、挟間の場合も、庄内も同じだと思うんですけど、町有財産としてそのまま残っています。挟間の場合しかあれないんですけど、挟間も合併前にこの自治区の公民館について湯布院と同じような建物があったんですけど、それを払い下げをいたしました。その時点では、原状で引き取っていただくということで、修繕等は余り行わないままにしました。そういうことも含んで、今から早急に各自治区と話をしていきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そういうことがきちんと決まってない状況でもう指定してしまうというのは私大変地元にとっても不安材料が大きいと思うんです。

確認なんですけど、由布市の自治公民館整備補助交付規則、工事費600万円までは工事費の2分の1補助、それ以上については上限600万円という、これは行政財産じゃなくて、挟間や庄内にある、地元が持っている公民館を新築改築したいときにこういう補助金を出しますよということで、湯布院町にある公民館は今行政財産になっていますから、その修理、改善、改築などをする場合はこういう補助金ではなくて、市あるいは管理者との契約の中でやるべきなのではないかと思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。

公民館の建設の補助につきましては、今の考え方でいいと思います。この今回指定管理をする湯布院の公民館につきましては、先ほど言いましたように、基本的にはもうやはりその自治区の財産として、そして自治区のためにある建物ですから、やはり自分たちで修繕をしながら、挟間と庄内方式でしか、今の財政状況の中ではもうやれないんじゃないかというぐあいに考えています。それで、払い下げをする時点でどういう条件が出てくるかわかりませんが、基本的には現状で払い下げるといような形です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 古いものでもう築27年の木造住宅の自治公民館も入っているんです。今度10年と言わず、必要だったら多分二、三年以内には現状を見ていただければ改築や修繕、あるいは建てかえが必要になってくる状況にあるものもあると思うんです。

それで、今の御説明ですと、指定管理者制度に出していて、行政財産であっても、自治公民館

の改築などは挟間、庄内方式と同じように地元でやっていただく。ということは、指定管理者制度に出していても、逆に言えばこっちの補助交付金を出すということなんではないでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。

その公民館が自治区のものになったときにその条例が適用されると思います。挟間の中にも、もう築40年以上、50年以上たったところが三、四カ所あります。そういうところにつきましては、その条例を適用して、最高限度額600万円の補助金を出しながら、自治区があと足りない分は出すというような方式になってくるかと思えます。だから、先ほど言いましたように、指定管理の間は市の財産ですから、その辺は自治区との話し合いに寄らざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 私が心配しているのはその部分なんです。指定管理の間はそれぞれの自治区と協議をして、その改築や建てかえにかしては協議をしなければいけない。それを今早い段階で事前にきちんと1件1件当たっておかないと、あと10年間は建てかえもなにも要らない公民館もあれば、二、三年のうちにやらなきゃいけない公民館もそれぞれあるわけですから、そういう一つ一つの公民館の状況にあわせた協議をして、それを仕様書に盛り込んで、それを議会に出していただかないと、今から話します、とりあえず指定だけしてくださいという指定した後に地元との話し合いでうまくいかないなんていうトラブルが続出することが大いに予想されると思うんです。そういう意味で、私はもっと丁寧な説明と綿密な協議をしてからでないこの指定をすべきではないと思います。

今回、まだこの状況では私は指定をする段階ではないかと思うんですが、なぜ今回その指定管理者を導入しているかということ、9月末までに制度を導入、急ぐ必要があるといたしましたけれども、最初の西郡議員の一般質問ですか、9月までに導入しなくても罰則規定はあるのかと言ったときに、ないという行革室長のお答えがありました。罰則規定がないからやらなくてもいいということではなくて、逆に、別の手だてで、先ほどの議案もそうなんですけど、これを行政財産ではなくて、いわゆる普通財産にしておけば指定管理者制度を導入しなくてもこのまま置いておける、やっておけるんじゃないかと思いますが、しばらく地元とじっくり協議ができるまでは、9月に間に合わなくてもいいから普通財産にして、そういう綿密な契約行為を結んでからというような手だては考えられないでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 先ほどの罰則規定云々というのは議員御説のとおりで、あろうがなかろうが法律に決められたとおりにしたいということで今回も諮っていることございま

す。

さらに、この自治公民館につきましては、指定管理者制度と言いながらも、ほかの団体等に管理委託するものではないというふうに考えております。特に地域の住民の皆さんに直接関係のある自治公民館ですので、ほかの団体等に管理を委託するというのもうとても考えられないというようなことから、今までどおりそれぞれの自治区にお願いをするのが当然であるといいますが、そういった観点で、この公民館につきましては今回指定管理の指定で議案として9月までに間に合わせたいということをお願いをしているところでございます。

議員が御指摘のとおり、施設の改修とか修繕等につきましては、仕様書の中に()分担とか書いておりますけれども、特に公民館については議員御承知のとおりで、いろんなことが想定されますけれども、その辺は今までと同じように、市と自治区と協議をしながら対応をしていくというふうに説明に申し上げておりますし、その辺は自治区と十分協議しながら、今後も管理をお願いをしたいというふうに考えております。

ちょっとお答えにならなかったかと思えますけれども、そういうことで、今回も一番大きなものは自治区の方に管理をお願いするのが一番いいのではないかとということで議案の提出をしたわけでございます。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 何回も申しわけない。最後にしますけれども、これから協議ではなくて、そういうことを事前に協議し終わった上で指定管理者の契約を結ばなければいけないということだと思えます。そのために、私は何も自治公民館を指定管理者に出すなど言っているわけじゃないんです。出して、当然地元の自治区に指定管理者を指定するのも結構ですけれども、そのためにもうちょっと綿密な協議をしておくと。そのためには9月までには間に合わせなくても、普通財産にしておけばその協議の時間がとれるのだから、協議が終わった段階で管理者に出せばいいというので、その手続がとれるのかどうか。

それから、具体的に前回、指定管理者制度を導入できる条例をつくっておきながら今回指定をしていない施設が幾つかあります。湯平の方の公民館は入っていません。どうしてかと担当者に聞きましたら、実際に湯平では話を聞いたけど、まだ自治委員さんだけの判断では協議できないから、地元で総会を開いてみんなで相談するんだと言っておりました。だから今回上がっていないんだというようなことを聞きました。私はこれが当然だと思います。

できれば全自治区でそれぞれ自治委員さんだけに了解を得るのではなくて、地元で総会や理事会を開いて地元の人たちと協議をして、将来地元売却することが前提で、その間指定管理者制度になって、指定管理者の間には改築や費用の負担はこうなるんだというすべてのことが納得した上で指定をすべきだと思うんですが、そういう意味でこれも一度時間をかけて普通財産に置

いてでも、時間をかけてやり直すというなお考えはありませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） その点についてはちょっと検討をさせていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1番議員にお答えします。

先ほど室長が何度もお答えいたしましたように、この公民館についてはもう普通の指定管理とちょっと違うというぐあいに考えています。やはりその自治区にしかもう指定管理を指定することができないし、やはり自治区以外に受けるべきではないというぐあいに判断しています。そういうことで今回、先ほどからいろんな御指摘をいただいています。そのことにつきましては早急に自治区と話を進めながら、いろんな問題点については解決をしていきたいというぐあいに思っています。

それで、私たちもやはり法の中でいろいろ仕事をしておりますので、9月までにぜひこの指定管理は通していただきたいということで、ぜひお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） いいですか。癩癩はい。次に、12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。関連項目を含めまして3点ほど質問をいたします。

まず1点目が、今回の指定管理者の指定の期間です。これが正式にいうと3年6カ月、それと9年6カ月と、さまざまな期間の設定をされています。特に、ちなみに、例を挙げますと、社会福祉センター関係の指定管理者は3年6カ月、それから公民館関係が9年6カ月、それからかぐらちゃやあたりも3年6カ月、それから茅場老人憩いの家は、これもちなみに9年6カ月というように、期間がばらばらなんです。

私が最初認識したのは、期間は大体おおむね4年という、そういうことで私認識しているんですが、この区分をした根拠、根拠はどういうところにその区分分けをした根拠があるのか、それをまず1点お伺いしたい。

それからもう一点は、議案第85号、86号、これ関連をしておりますので一緒に一括して言いたいんですが、85号の庄内農産物加工センターと86号のかぐらちゃや、これの指定管理者の今度の指定についてですけれども、これ管理者と十分に協議がなされているんだろうか。私が聞くところによりますと、無理やりに加工センターとかぐらちゃやをセットにしたような働きかけといたしますか、協議ですか、そういう節が見られるということで、強引に、何がなんでも加工センターだけでは受け手がないから、かぐらちゃやとセットにして受けてくれんかというような話をちらほら聞きました。それが事実なのかどうなのか。それで協議が十分つくられているのか。

そこら辺が2点目。

それから、3点目はこれ関連になるんですけども、今回、当然公募で3施設公募で出したということが、1カ月前になると思うんですけど大分合同新聞に大きく報道されました。それは、ミコトピア、いわゆるほのぼの温泉、それと口の原公園、それから陣屋の村、これを統合して採用すれば約1,000万円の財政の効果があるというようなことを大きく見出しで載せておられました。

というのにかかわらず、今回これが指定に上がっていないということは、もちろん公募ですから応募がなかったか、それとも協議が整ってないのか、それをそこら辺はわかりませんから、そこら辺を説明、経緯といえますか、進捗状況、そこら辺の話を聞かせていただきたい。この3点ほどお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の指定期間についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、指定管理の事務要項というものを定めまして、この管理につきましては、原則4年間というふうにいたしております。その中でも、特に自治公民館としての設置目的にかかわる部分、今回もお願いしておりますけれども、その部分につきましては、設置条例の改正の際に、特にこういう施設については短期間で管理を変えるべきではないかという観点から、10年以内で指定できるという条項を設置条例の中に1項設けさせていただきました。そういったものについては、今回9年何カ月という、原則10年ということしております。

それと、3点目の公募した施設の状況でございますけれども、公募期間が4月の17日から5月の17日、1カ月間の公募期間でございました。それで、公募が終わりまして選定委員会等を開催いたすまでの時間的な経緯等もございまして、選定委員会が6月の6日の日に開くことができました。そういったことで、まだまだ申請者と最終的な候補者との最終的な協議がまだ整っておりませんので、今議会の初日の提案までには間に合わなかったということでございます。今現在、最終的な協議を行っているところでございます。

それと、かぐらちゃやと口の原の公園につきましては、公募を行いましたけれども、申請者がなかったということで癩癩ごめんなさい、かぐらちゃやじゃなくてミコトピアと口の原でございます。済みません。今後の管理方針については、対応等を含めまして今区検討している段階でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 公募の、今口の原とミコトピアが公募の応募がなかったということですけど、あれだけ新聞紙上に載せながら、それが公募がなかったと。どのような公募

の仕方をしたのか、どういう団体、あるいはまたそういう法人等々ですけれども、どのようなやり方をして努力をしたのか、そこら辺もう一回答弁をお願いいたします。ただなかったじゃ済まされません。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内振興局長です。口の原とほのぼの温泉については、公募したが応募がなかったということですが、口の原につきましては、募集期間に3者あるいは3団体といった方がいいのかもしれませんが、3者からその資料をいただきたいということで来ました。現地説明会には2団体が来たわけでありましたが、応募はしなかったと。これはやはり、私ども経過の考査ということで検討したんですが、原則、委託料については今回は自主運営と、収入をもって維持管理を行うということが原則でしておりましたので、やはり収支が合わないということで応募者がなかったというふうに見ております。

それから、ミコトピアについては、応募期間に6者あるいは6団体の方から問い合わせがありました。現地説明会につきましては5者の方が現地説明会に参加をされたわけでありましたが、これも結果的に1者も応募する方がなかったと。これについてはやはり、管理経費が収入経費を上回るということが大きな要因であったろうというふうに思っております。

今後、その辺を議論しながらこれから指定管理については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 藤柴議員の質問にお答えいたします。

庄内農産加工センターと特産品販売所かぐらちゃやの件でございます。本来、この2つの施設は、製造したものをかぐらちゃやで売るという当初の計画に基づいて、原点に戻ってとらえてまいりました。かぐらちゃやにつきましては、過去に何回となく経営者が変わってきまして、今日、かぐらちゃやグループが委託を受けて運営をしているわけなんですけれども、5年になります。年々実績を上げてきておりまして、ほぼひとり立ちをしたという位置にあります。本来の原点に戻ったときのことを考えながらかぐらちゃやグループの皆さんと協議をしておりました。

加工センターは今までは、もういろんな方々が加工センターで加工をしておったわけなんですけれども、器具等の扱いがほんとにマニュアルどおりに使われてなくて、早くその器具が傷んだとか、そういうものが見受けられております。かぐらちゃやグループの皆さんと、加工も含めてしっかりやってみらないかというアプローチをいたしました。何回となく話を重ねるうちに、かぐらちゃやも加工センターももう少しメンバーをふやして頑張ってみようということで、おおむねの加工品につきましても目標が立っているわけございまして、かぐらちゃやグループが可

能な限り指定を受けて挑戦をしようということでございます。

無理やり押しつけたということではございません。数回以上協議を重ねた結果、かぐらちゃやグループが指定を受けてやるということに決定をしたということでございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 私が一番心配するのは、そういう協議を重ねているのは十分わかるんですけども、要するに指定管理者に指定されるものがほんとに、そのグループが納得しやらないと、結局一生懸命議論したけれども、協定が結ばれなかったということになると、やっぱりこの指定管理者そのもののいろんな波及効果も出てきます。やっぱり一回取り上げたら、それを指定をさせるための協定を結ばれればやはりきちっと皆さんの意見を聞いて、そして納得して受けてもらうという形をぜひともとっていただきたい。これで質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑を終わりましたが、ほかにありませんか。三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 一、二お伺いいたします。

まず、指定管理が、公募したがなかったという件につきまして、ちょっとお伺いをしたいんですが、このうちほのぼのプラザについて、説明会に参加をした地元の企業であります。私方に見えまして、こんな指定の管理の仕方であれば、少なくとも由布市においてはそんなものを受ける人はまずないだろうというようなお言葉であります。

内容を聞いてみますと、現在、温泉が料金を何ぼで入れておる。そこで陶芸教室で電気代が、かまが2つ置かれて、これも電気代が月々何ぼ要っておる。そういうもろもろの現在までのものを出して、これは一切金をとることは相ならん。陶芸教室は今まであったんだから、当然これはもう相手からもらうわけにはいかない。ふるも、経営がどんなにできなくても、少なくともその入浴料を上げることは一切まかりならん。そういう条例に基づいてのことだという説明だそうであります。

指定管理というのは、少なくとも行政が持ってそういう形で重荷になる。だからほんとにそういうことに秀でた人たちをお願いをして、行政でできない分野をカバーをしながらひとり立ちができるようにするというのが私は大きな目的だと思うんです。にもかかわらず、そのような説明をだれがしたんか知りませんが、そのようなことをここ課長あたりもおると思いますが、やるとするならば、これは先ほど藤柴議員も言われていましたように、ほんの形だけで、そこに働く、まだ現在職員もおると思います。そういうものの立場を切らないためにそんなことを言いよるのかどうかということは非常に民間から見ますと、非常にこれは問題の発言であるというふうに思います。

それを今そういう値段でいかれないから、ほかの人に何とかやってくれんかというのに、今の

ものを必ず守れと。それで、ほんなら何をやりゃ、そんなことができるんなら行政がすりゃいいんですよ。行政ができないからゆだねるということになったら、そのような条件をつけるということは、これは私はもってのほかだと思うんですが、その真意をぜひとも聞かせてほしいと。これははっきりと言った人がそれに参加した人の話でありますので、私は聞いたとおりのことを申し上げております。

それともう一つ、先ほどちょっとかぐらちゃやの件について、課長は今やっとひとり立ちができそうな状況にあるというようなことを言われましたけれども、それともう一つは、加工センターでつくったものを必ず向こうで売るという、そういう昔からセットであるというような発言をされた。これは大いにそれはもうまるで違うんでありまして、加工センターなるものは、これは庄内で加工、庄内の特産品、新開発、新しい商品を開発をするためにできたのが、これは物をつくって売るという目的じゃないんですよ、これは。全くそこらの認識が、課長、あなたにはない。

もう少しほんとにちゃんと調べて、どういう趣旨でこのものが成り立ったかといいますと、これは行政が金をつぎ込んででもその地域の特産を開発をせよというのが加工センターの趣旨なんです。それを、あんたどこで聞いたかしらんけど、聞いたとするならだれから聞いたんか、ちょっとお答えをいただきたい。

だから、そんなものをセットにしてするという事は間違ったことであります。

それと、もう一つは、ひとり立ちができるとあんたは言うけれども、このうちも浄化槽、これを昨年でしたか、たしか400万かぐらいをかけて、これは町がかけてそれをつくってやる。その前はクーラーが悪い、何が悪い。それだけのものを行政がつぎ込んで、それで何がひとり立ちができるようになったんですか。そんなものまで、ほんなら今後一切かぐらちゃやについては、あんた方は行政としてはまるまる、そんなものは一切何も出さない。そういう中で彼らが運営ができるということが、これがまさしく、今言われるひとり立ちなんです。そこまで踏まえて、あんたは今ひとり立ちができるような状況に今なりつつあるとかなったとかいうようなことですが、その認識の違いを少し。

これはもう正しい認識のもとで、皆さん、かぐらちゃやについては庄内のことですので、ほかのやっぱり地域の議員さん知らんと思うんです。だから、ほんとに正確なものを皆さんに理解をしてもらった上での審議でないと、そんないいかげんな提案をされては皆さんが戸惑うと思いますので、再度正確にお答えをいただきたい。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 三重野議員にお答えいたします。

私がそれぞれ庄内の職員もうちの課にもおりますし、そういう話を農協の方からも聞いたわけ

なんですけれども、まずこのかぐらちゃやと加工センターは、庄内地域の経済を発展させるために農協が事業主体でこれを運営するというところで、構造改善事業の補助制度にのってこれを立ち上げたというふうに聞き及んでおります。でありまして、過去に庄内地域におきましては梨ジャムだとかいろんなものを別府大学の方に委託をしながら開発をしてきたということは私どももとらえております。最近におきましては、さわやか農協で焼酎をつくったということも聞き及んでおります。

そういうことをございまして、本来、原点に返ってもう一回これをとらえ直していく必要があるというふうに思っております。

もう一つは、加工センターじゃなくて、かぐらちゃやグループがひとり立ちができたというのは、過去5年間地道に経営をやってきております。今年度も黒字が出ているわけでありまして、かぐらちゃやだけとらえれば黒字経営であるということを経営員からも聞いておりますし、このあいだの役員会の中でもそういう話も聞き及んでおります。

でありますので、再度私の方も調査をしまして、どちらが正しいのかということも含めまして調査をしてみたいというふうに思います。

私が聞いている限りはそういう範囲で聞いておりますものですから、今までかぐらちゃやの皆さんと御相談を申し上げてきたということがあります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） どちらが正しいかをあんな今言われましたね。ちょっといいかげんにしてくれんと困るな。あのね、今あなたは農協が事業主体、それで云々と。全く違うんですよ。事業主体は町なんです。町がこれをつくって農協に結局その運営をゆだねた。ところが、その農協ができないで、今度は町に返してきた、返してきたから町が今の人にゆだねた。根本的にあなたは課長としてもう少し、ほんとに真剣になって物事を判断をするのと、少し勉強して、そんないいかげんなことを言ってもらっちゃ困る。

そのことと、もう一つは、私が今ひとり立ちというのは、自分たちでそういう、ほんとにすべての経費を。そうでしょうが、家が傷んだら行政にさせ、浄化槽が悪けりゃ400万円、何百万という金をその都度つき込んで、それで黒字になるんやったらそりゃだれでもします、そんなことは。そうじゃないんです。そこに係る必要経費を、すべてをその中でやって、なおかつ黒字というのがあなたの言われる黒字というんです。それは、今それだけの助成を受けながら出たものを、何を根拠にあなたは黒字ちゅうんですか。黒字なんかいうのは、そういうやっぱり民間のそういう仕事に対する黒字とか赤字とかいう問題は、もう少し経営感覚をあなたは持って事に当たらにゃ、そんないいかげんな判断で事をするから私はそういう問題が一つ一つ解決がいかないと

思います。だから私が言った行政が受けたものであるか農協が受けたものか、そこいらも根本的に少し勉強し直して、皆さんに正しい答えを私は出し、言った上での判断をしてほしいと思います。

もうあなたの答弁は結構でありますので。もう一つの件について。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内振興局長です。先ほどの三重野議員の御質問でございますが、確かに私どももそういうふうに、議員の御指摘のとおりだろうというふうに思っております。ミコトピアにつきましては、その中に施設がほのぼの温泉館、それからほのぼの工芸館、それからほのぼの高齢者館という3つの施設を一緒に今度ミコトピアとして公募に出したということで、ほのぼの温泉館についてはほぼ収支は均衡しているということで、これだけを公募すれば多分指定管理者として応募者があったであろうというふうに私どもは見ております。

しかしながら、工芸館と高齢者館については、やはり、これはなかなか収入を生む施設ではございません。どちらかという社会教育に関する部分の事業が多うございますから、その部分から収入を得るといのは大変困難な施設であります。これを一緒に公募に出したということで応募者がなかったというふうに私は見ております。

ただ、今度の公募につきましては、すべての公募の施設について管理委託料を支払わないという原則の中で公募をしておりますので、私どももこの部分には大変厳しい状況にあるということにはわかりつつも、公募に出したという経緯がございます。

ただ、民間のノウハウによりましているんな経営の形態の中で、こういう部分がどういう経営をすることによって採算が合うのか、そういう部分をみたいというふうにも私ども多分にあったということも事実でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。瀬瀬ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番。82号、83号ですね。この指定管理者の選定についてというのに、管理者が社会福祉法人の社会福祉協議会会長首藤奉文という形で出されておるんですが、これは3月の折に、ほのぼのプラザでしたか、同じような社会福祉協議会の指定管理に関する問題で、市長自身に兼務はおかしいんじゃないかという質問に対しまして、近々のうちに適当な人を選出をするというお話を承っております。そうした中にもかかわりませず、82号、83号と、社会福祉協議会会長首藤奉文で指定管理者としての名前が上がっているということは、これはどういうことかということがまず1点。

それから84号です。この休暇村は奥江の郷という部分と認識をしております。これは、過去に我々が指定管理を旧町時代にありました国民宿舎同様の、営利をある程度上げられる施設でござ

ざいます。これの選定に関しまして、どのような選定基準を持って指定管理者としたのか、その辺もお聞きしたいということと、でき得れば癩癩でき得ればじゃない。この日野氏に来て決意表明を、やはりこの議会の中でこのセンターを、奥江の郷をこういう決意の中で運営いたしますというような、こういう場をやはり私は設定してほしいと思います。

それから、あともう一点は、湯布院地区の集会所の件が皆指定管理者になってきておりますが、それは今現在の自治委員さんが管理者になっている。自治委員の任期は少なくとも1年、長くても2年という中で、自治委員さんが交代するわけです。そうした中で、現在の自治委員さんとの契約でこれが有効なのかということ、このまず3点をお尋ねをしたい。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 前回の議会の際に、そういうことで、市長と協議会の名前が重複していると、同じということで、おかしいじゃないかということがありましたけれども、その点については法的には問題はないわけでありませうけれども、この点についてはやっぱり考慮していかなくちゃいけないというふうに考えております。

と同時に、私も社協の会長についてはできるだけ早い時期にやりたいと思いますけれども、現状の中では包括支援センター等々、あれ3地域の社協のいろんな問題がございまして、今の状況の中でちょっとそういう状況ではないということをお話をしておきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。まず、自治委員との契約、指定管理を委託するということなんですが、自治委員、任期は各町1年のところもあれば2年というところもございまして。契約時の自治委員さんであれば3年であれ10年であれ有効と認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 吉村議員にお答えいたします。

長期滞在型奥江の休養村センターのことでございます。まず、この施設ができた背景を申し上げますと、農家民宿という位置づけの中から国の助成をいただきまして、3戸の農家がこれに取り組もうという意思表示がございました。本来、その3戸の農家の方が土地を購入をして町の方に土地を提供して、建物だけをつくっていただいた。そして、中のトイレであるとか厨房器具だとか、そういうもろもろのものはすべて奥江の日野さんほか2名の方で調達をしてつくり上げていったというふうに聞いております。

そういうことから、指定管理者につきましては、今まで委託をしている日野さんを代表者とする皆さんに指定管理をしていただくということが一番いいのかなというふうに思っております。

なお、この施設につきましては、例えば陣屋の村だとかハーベストファームだとか、そういう

ものとはほぼ構造改善事業の中では同じ指定であろうかと思えます。本来、こういう奥江の郷につきましては、当初から民間でハーベストファームみたいに立ち上げておいた方が正しかったんじゃないかなというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 社会協議会の会長の件ですけど、そうした新市のスタートの中で、大変激務な中の市長職でございますので、やはり3月にお約束いただいたように、早い時期にやはりこの会長というものを願います、第三者に。ほかの方にも願いますという手続を私は踏むべきじゃないかなというふうに思っております。そうしないと、議案として提出されること自体が何かおかしいような状況でありますから、ひとつその辺も考慮いただきたいと思っております。

それから、すべて指定管理者の癩癩三重野議員も言いましたけど、何のための指定管理者かというのが見えてこないんです。やっぱり行革の中での一端での指定管理者であるというふうなことと旧湯布院町の時代は3施設を断腸の思いで第三者にお願いをした経緯があるんです。しかし、今回のばあところ並べて、とにかく指定管理者に持ってくると。しかし、壊れれば10年間は市が負担をするんだとか、さっぱり意図とするところが見えてこないのが非常に残念なんです。

それから、今年の自治委員に契約をすればずっと有効であるというふうなことは、何かその根拠があるのかどうかということももう一回確認をしたいと思います。

それと、奥湯の郷、確かに一生懸命やっていたことはわかりますけれども、後のメンテナンス等の契約等がどのようになっているのか、これもはっきりしない限り、さっきのかぐらちゃやじゃないですけども、市にとって指定管理にはしたものの、いわゆる収益は管理者がいただき、その辺の修繕等のフォロー、またごみ等の処理、こういうものは市がやらなきゃならないという羽目になろうかと思うんで、その辺の心配があるので、もう1回その辺のことをひとつ担当課長にお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） まず、奥湯の郷ですが、委託契約書を見ますと、大きいものは町の方ですと、そして、細部、小さなものの修理につきましては奥湯の郷のメンバーですというふうに規定がなっております。今日まで大きな修理はございませんでした。

3月の議会のときに申し上げたかと思うんですけども、これ国の補助をいただいてやってる事業でございまして、補助金返納がないように手続をとらなければいけません。本来早くすべきなんですけども、やっぱり仕事の調整がつかせんで、今その事務に入ってる最中でございまして、そういうもろもろの条件が整った段階で奥湯の郷は日野さんほか2名の方に払い下げをしていきたいということを考えております。そういうことで少し作業がおくれておりますが、そのよ

あと、歳出の方で、8ページの4款衛生費の中の1項保健衛生費、一番上なんですけど、ゆうゆう事業、ゆうゆう健康事業補助金、地域社会振興団からの補助金が入ったのでということなんですけど、この事業の具体的な中身を教えてください。

それから、その下の農業費の農業振興費で、需用費、修繕費833万円の増額、これについてですが、詳細説明のときには、陣屋の村のボイラーの修繕代だというふうにお聞きしましたが、多分、当初予算のときにも私、陣屋の村についてはいろいろ質疑をしたんですけども、運営の補助金として70万円ぐらい、あとまあ隣接するふれあい農園の管理で230万円とか、運営貸付金も700万円ぐらい出していて、相当行政側が支出してやっっているながら、ここは9月から指定管理者制度に出す予定のはずだと思います。これだけ830万円も指定管理者制度に移行する前にかけて修繕をしなければいけない理由を具体的に教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。1番の小林議員さんにお答えいたします。

まず、財産収入の中の1目財産貸付収入の中の使用料及び賃借料で412万8,000円計上しております。これは職員の駐車場収入ということでございまして、各職員が1人ずつ、市長に駐車場を使用するのでお貸しくださいということで月々1,000円ずつ徴収しております。この412万8,000円というのは、1年間合計分をここに計上しております。これにつきましては普通財産という考えを持ってございまして、ここに計上しております。駐車場につきましては3庁舎の駐車場でございます。湯布院、庄内、挾間町、庁舎内にある駐車場でございます。

それから、いいですか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。1番議員の質問にお答えをいたします。

8ページの負担金補助及び交付金のゆうゆう事業の事業内容でございますが、主にウォーク、いわゆるタウンウォッチング、いわゆる散歩が主な事業でございます。年間10回、それと講演会とか研修会、そういったことをするのが主な事業でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 小林議員にお答えします。

8ページの833万7,000円の陣屋の村のボイラーの修繕費でございます。当初予算の段階でボイラーがよくないということをお願いしておったんですけども、もうちょっと様子を見てくれないかということでございまして、様子を見ておったんですけども、3週間ぐらい前にボイラーが本当に壊れてしまいました。管路以外も本体を取りかえなければいけません。そういうことでございまして、現在も宿泊施設に入れるボイラーでございまして、宿泊者は外の温泉館

の方に入っているというものが状況でございます。

指定管理者前にということがあるんですけども、このボイラーがないと、宿泊客が外のおふろに入らなければいけないということもございまして、今回修繕をさせていただくようお願いしているものでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 職員、これ何人、3庁舎全部の駐車場を使ってる全職員ということなんでしょうか。人数わかったら教えてください。

あと、ゆうゆう健康事業は散歩とか講習会、これはどっか主催団体があるんでしょうか、そこ辺の補助なのか、主催団体は何なのかということとどこでやってるのか、市内全部でやってるのかどうかというのをわかれば教えてください。

ボイラーの修繕費、壊れてしまったというのはまあわかるんですけども、指定管理者制度に出す施設を、これ公募するっていう説明も前受けてたと思うんですけど、私はちょっと非常に不公平感があるなというのは、同じ指定管理者制度に出したのでも、過去の湯布院町時代の話ですが、国民宿舎が指定管理者制度に出ています。ただ、あのときは全く施設の修繕などをせずに、そのままの状態で管理者に出しました。先ほど挟間の公民館も地元売却する前には一切行政側は修繕しなかったというようなこともありましたけれども、国民宿舎のことでいいますと、指定管理者制度に出す前には一切の修繕を出さずに、やらずに出して、今指定管理者がこのままではとても営業ができないというので、自腹を切って、指定管理者が自腹を切っているような修繕費を出してるんですね。その総額がもう500万円近くやってます。内容を聞きますと、それは老朽化による腐食ですとか、それこそ空調機が全部老朽化してしまって動かなくなってしまって350万円かかったとか、あと、屋外の非常階段がさびてて、消防署の指導を受けたんで、全部取りかえなきゃいけないとか、もう施設としては本当に使いものにならないものでも、そういう条件のもとに指定管理者制度に出されて、指定管理者が全部自分で自腹で修理をしてるんですね。

それに比べて、今回、この陣屋の村が指定管理者に出す前にボイラーから何から830万円もお金をかけて修繕してあげるというのは、私は非常にこれはもう不公平に感じるんですけども、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。財産貸付収入について御説明を申し上げます。1番、小林議員に御説明申し上げます。

対象者数といたしまして、今412万8,000円上がっておりますが、対象者数は344名の12カ月で、当初予算これで、今補正でこれ上げておるんですが、実際は今財政課長が言いましたように、職員1人当たり1,000円ということですが、本庁舎だけでなく、全職場の職員

が、それぞれの公有地に駐車している職員は1,000円ということで徴収をしております。それから、臨時職員についても500円ということで徴収しております。

ただ、湯布院庁舎に勤めている方で、個人的に有料の駐車場を借りている方については対象外です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。1番議員の質問にお答えをいたします。

ゆうゆう事業の事業主体でございますけども、湯布院地域で構成をいたしますゆうゆう健康事業実行委員会が事業運営しております。今のところメンバーは19名でございます。

場所につきましては、昨年に引き続きまして、湯布院地域内で実施をする予定でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。癩癩総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。指定管理の関係ということで、総務部でちょっとお答えをします。

陣屋の村につきましては、先ほどから言いましたように、あそこの施設が皆さんに利用していただいているのは、やはり温泉があるということが一つの大きな魅力だというぐあいになってます。現在、平成3年にできたんですけど、その当時は約1億円ぐらいの売り上げがございました。今、はっきり数字は覚えてませんが、約3,800万円か4,000万円ぐらいに売り上げが落ち込んでます。

そういう中で、500万円を限度ということでようやく経営してきたんですが、二、三年前から類似施設が多くできたことや、それから経済的な状況の中で、2,000万円の出捐金を出してます。それを累積赤字の中で、例えば800万円あった場合は300万円、800万円のうちの500万円補助で、あとの300万円を累積をしていきます。もうそういう中で、平成18年度まででほとんどもう2,000万円を使ってしまったような今状況でございます。

何が言いたいかというと、なかなか指定管理を受けていただけないということが一つあります。それ以前に、今、実際問題として、宿泊者に対して、8月までは営業するんですが、そういう人たちが温泉に入れないような状況が続いてます。そういうことを4月からもうわかっておりましたので当初からお願いしたいということだったんですけど、先ほど言ったように、財政的な事情、それから少し様子を見ていただきたいというふうなことで今回のお願いになりました。決して指定管理をするからということじゃないんですけど、結果的にはそういうぐあいになりました。

それと、湯布院の場合は、これはもう以前のことでですから、何か10社ぐらい希望者があったという中で、そういう何ていいますか、管理委託といいますか、そういうものが結べたと。しかし、今回陣屋につきましては、1件今指定管理の希望があつてます。選定委員会の中では選定を

したんですが、それ以降の契約といいますか、詳細な契約につきまして今結んでるんですが、なかなか条件が合わないような今状況でございます。そういうこともつけ加えておきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） はい、わかりました。国民宿舎と比較してというのはあれですけども、実際にこうやって指定管理者制度に出して公募もした施設を、ボイラー修繕して800万円、830万円出してしまうと、じゃあ、これから、今回上がっているようなほかの指定管理者制度出す施設も、こうやって事前に全部修理してくれて言ったら、しなきゃいけないんじゃないんですか。それは全部前提としてそういうことをするんですか、それとも、この陣屋の村だけなんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。

先ほど言いましたように、現在、8月まではお客さんといろんな契約をしてます、宿泊の。それで、時期がたまたま重なったんですけど、指定管理に出すためじゃなくて、あの施設をやはりお客さんに満足してもらうためにはどうしても中の内湯が使えるような状況が普通の姿だろうというようなことで、今回少し遅くなったですが、お願いというような形になりました。

先ほど言いました公民館等については、基本的にやはり指定管理に出す場合は現状でぜひという考えでございます。それも先ほど言いましたように、一つ一つの施設の状況が違いますので、それはその地域の中で十分に話し合いをして、いい方向に持っていきたいというぐあいに思っています。

議長（後藤 憲次君） いいですか。1番の小林華弥子さんの質問を終わりにして、次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村。通告1点、通告外1点を、2点お尋ねいたします。

まず1点は、歳出の7ページの総務管理費の中の15節の工事請負費1,470万円とありますが、この工事の場所と、どこにどのような内容の工事をするのか、お尋ねをいたします。

それから、2点目は、次のページの9ページ、9ページの10款の教育費の中の保健体育総務費、その中で20万円、11の需用費とありますが、これ説明では国体準備の経費ということでお聞きしておりますけど、これに関連して、今度国体が20年ですか、20年の9月に開催されるということですが、体育振興課が国体の事務局ということで聞いておりますが、その中で、庄内町に国体準備室というものが、私気がついたんですが、あるようですが、やはり事務局のところ、そばにそういうような準備室とかいうのがないと、ちょっといろいろな連絡調整、電話と

かありますのでできるとは思いますけれども、体育振興課のそばに国体準備室があるのが妥当ではないかと思うんですが、その点ちょっと私はそう不満に思っておるんですが、お尋ねをしたいと思います。

以上2点です。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長です。山村議員さんの質問にお答えいたします。

工事請負費1,470万円でございますが、工事の場所は、湯布院庁舎の横の旧谷川というところであったんですが、その跡地、今現在は更地というか、砂利を敷いて車をとめておりますが、その部分で、この用地につきましては、防衛の交付金で庁舎周辺整備ということで、17年度に憩いの広場ということで周辺整備をするということで用地購入してございます。これにつきましては、御存じのとおり、湯布院庁舎、非常に駐車場が少のうございますので、駐車を確保するために、事業名は憩いの広場ということで整備をいたしますけれども、せめて車が30台ぐらいとめられるような広場の整備をやりたいというふうに思っております。

工事の内容ですけれども、広場の工事ですんで、掘削、土工事、それからアスファルトの舗装工事、それから縁石、排水、それから施設工事、管渠、塀なんかですけれども、それから廃材、それから植栽工事というふうな工事を行いたいというふうに思っております。

それから、財源につきましては、財政の方と相談をいたしまして、合併の国庫の補助金を使うようにということになってございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 済みません、総務部長です。24番議員にお答えをします。

9ページの国体準備室の関係でございます。4月に機構改革をいたしまして、国体準備室を設置いたしました。これは2008年、平成20年の大分国体に向けての、もういよいよもう差し迫ったということで準備を開始をしたわけでございます。先ほど御指摘いただきました、体育推進課と同じフロア等がいいんじゃないかということでございますが、この分については、純粹に社会体育等とは切り離して、国体をどういうぐあいに成功させるかというようなセクションでございます。そういうことで、現在、総務課、総務部の中におきまして、市長と常に連絡をとりながら、国体の関係団体等の話し合い等も進めながら、由布市として落ち度のないようにやっつけようという今準備をしてるところでございます。そういうことでぜひ御理解を願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 山村君、いいですか。

